

関税法第24条第1項の規定に基づく、金沢税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定について

令和6年2月9日

関税法第24条第1項の規定に基づく、金沢税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所を以下のとおり指定し、令和6年2月9日から適用することとしたので、関税法施行令第22条第1項の規定に基づき公示する。

なお、「関税法第24条第1項の規定に基づく、金沢税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定について」(令和2年3月10日付金掲示第3号)は、本指定の適用をもって廃止する。

金沢税関支署長 東 真史

関税法第24条第1項の規定に基づく、金沢税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定

1. 船舶又は航空機と陸地との間の交通場所

イ. 金沢港

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	大野岸壁南側船揚場	
(2)	戸水埠頭及び御供田埠頭内に港湾施設管理者が設置した出入口	戸水岸壁及び御供田岸壁
(3)	五郎島埠頭内に港湾施設管理者が設置した出入口	五郎島岸壁
(4)	無量寺埠頭(島式)内に港湾施設管理者が設置した出入口	無量寺岸壁(島式)及び戸水岸壁
(5)	石油埠頭内に港湾施設管理者が設置した出入口	石油岸壁
(6)	大浜埠頭内に港湾施設管理者が設置した西側出入口	大浜岸壁

ただし、

上記(1)の場所は、沖がかり船と陸地との間の交通に限る。上記(2)から(6)の場所は、それぞれの岸壁にけい留している船舶と陸地との間の交通に限る。

ロ. 七尾港

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	第一埠頭西側岸壁基部から南西側岸壁	
(2)	第二埠頭に港湾施設管理者が設置した出入口	第二埠頭東側岸壁
(3)	大田埠頭内に港湾施設管理者が設置した出入口	大田埠頭岸壁(大田物資別専用、大田2号岸壁、大田3号岸壁)及び大田けい船杭
(4)	北陸電力株式会社七尾大田火力発電所が設置したゲート	北陸電力七尾大田火力桟橋
(5)	ENEOSグローブガスターミナル株式会社七尾ガスターミナルが設置したゲート	ENEOSグローブガスターミナル桟橋

ただし、

上記(1)の場所は、沖がかり船と陸地との間の交通に限る。上記(2)から(5)の場所は、それぞれの岸壁、けい船杭又は桟橋にけい留している船舶と陸地との間の交通に限る。

ハ. 小松空港

	指定交通場所
(1)	小松空港国際線ターミナルビルディング(以下、「ターミナルビルディング」という。)2階出国待合室から第4及び第5の各ゲートに至る通路
(2)	ターミナルビルディング第4及び第5の各ゲートから2階の検疫ブース及び入国審査ブースを経て1階の税関入国検査場に至る通路
(3)	ターミナルビルディング出発手荷物荷さばき場及び到着手荷物荷さばき場からエプロンに至る経路
(4)	日本航空株式会社小松空港保税蔵置場からエプロンに至る出入口
(5)	北陸エアターミナルビル株式会社貨物業務部保税蔵置場からエプロンに至る出入口
(6)	小松空港給油施設からエプロンに至る経路

ただし、

上記(1)の場所は、出国する旅客及び乗組員並びに航空会社関係職員の交通に限る。上記(2)の場所は、入国する旅客及び乗組員並びに航空会社関係職員の交通に限る。上記(3)の場所は、航空機の整備及び清掃業務並びに手荷物及び機用品の積卸業務に従事する航空会社関係職員並びに貨物機により出国する旅客及び乗組員の交通に限る。上記(4)及び(5)の場所は、航空貨物の積卸業務に従事する航空会社関係職員の交通に限る。上記(6)の場所は、給油施設関係職員の交通に限る。

2. 貨物の積卸場所

イ. 金沢港

- (1) 指定保税地域の岸壁の沿岸
- (2) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しが一体的に行われる装置(パイプライン)を有する岸壁の沿岸
- (3) 大野岸壁南側船揚場の沿岸(ただし、携帯品、託送品及び船用品に限る。)
- (4) 無量寺埠頭(島式)の沿岸(ただし、携帯品、託送品及び船用品に限る。)

ロ. 七尾港

- (1) 指定保税地域の岸壁の沿岸
- (2) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しが一体的に行われる装置(パイプライン)を有する桟橋の沿岸
- (3) 北陸電力七尾大田火力桟橋の沿岸(本船扱いの貨物に限る。)
- (4) 大田けい船杭
- (5) 第一埠頭西側岸壁基部から南西側岸壁の沿岸(ただし、携帯品、託送品及び船用品に限る。)

ハ. 小松空港

第2スポット、第3スポット、第4スポット、第5スポット及び第6スポット